

社会福祉法人常磐福祉会 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人常磐福祉会（以下「当法人」という）の役員等の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事、評議員及び苦情解決第三者委員をいう。

(出席報酬及び費用弁償)

第3条 役員等が理事会、評議員会及び苦情解決第三者委員会に出席した時は、別表1により報酬及び費用弁償を支給する。

(報酬及び費用弁償)

第4条 役員等が理事会、評議員会及び苦情解決第三者委員会以外において、法人及び施設運営のため業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支給する。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償については、当該日に現金にて支給する。

- 2 法人職員として雇用されている者には、月額給与と併せて報酬を支給する。ただし、費用弁償は支給しない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月24日より施行する。
- 2 平成29年4月1日から施行日までの期間も、この規程の例により行う。

別表 1 (日額)

名 称	報酬額	費用弁償
理事会出席	5,000円	3,000円
評議員会出席	5,000円	3,000円
苦情解決第三者委員会	5,000円	3,000円

別表 2 (日額)

名 称	報酬額	費用弁償
業務報酬 (半日以内)	5,000円	3,000円
業務報酬 (半日以上)	10,000円	3,000円

※ 報酬額は、源泉徴収税額控除後の額とする。

ただし、法人職員として雇用されている者の報酬額は、
源泉徴収税額控除前の額とする。